駐車場法 抜粋(昭和三十二年五月十六日法律第百六号)

## (用語の定義)

- 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - 一 路上駐車場 駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限つて設置される自動車の駐車のため の施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。
  - 二 路外駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。
  - 三 道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路をいう。
  - 四 自動車 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。
  - 五 駐車 道路交通法第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。

#### (構造及び設備の基準)

第十一条 路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものの構造 及び設備は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならない。

# (設置の届出)

第十二条 都市計画法第四条第二項の都市計画区域(以下「都市計画区域」という。)内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者(以下「路外駐車場管理者」という。)は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市にあつては、それぞれその長。以下同じ。)に届け出なければならない。届け出てある事項を変更しようとするときも、また同様とする。

# (管理規程)

- 第十三条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、<u>あらかじめその業務の運営の基本となるべき管理規程を定め、これを当該路外駐車場の供用開始後十日以内に都道府県知事に届け出なければならない。</u>
- 2 前項の管理規程には、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。
  - 一 路外駐車場の名称
  - 二 路外駐車場管理者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代 表者の氏名及び住所)
  - 三 路外駐車場の供用時間に関する事項
  - 四 駐車料金に関する事項
  - 五 前号に掲げるもののほか、路外駐車場の供用契約に関する事項
  - 六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- 3 前項第四号の駐車料金の額の基準は、政令で定める。
- 4 路外駐車場管理者は、管理規程に定めた事項を変更したときは、十日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

#### (休止等の届出)

第十四条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止したときは、十日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開したときも、また同様とする。

## (立入検査等)

- 第十八条 都道府県知事は、この法律を施行するため必要な限度において、路外駐車場管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたと きは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## (是正命令)

第十九条 都道府県知事は、路外駐車場の構造及び設備が第十一条の規定に基く政令で定める技術的基準 に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基く命令の規定に違反していると 認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることが できる。この場合において、都道府県知事は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著 しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を 停止すべきことを命ずることができる。